

呉市，双日株式会社，NEC ネットエスアイ株式会社
及び株式会社ひろぎんホールディングスの
脱炭素社会実現に向けた包括連携協定書

呉市

双日株式会社

NEC ネットエスアイ株式会社

株式会社ひろぎんホールディングス

呉市、双日株式会社、NECネットエスアイ株式会社及び株式会社ひろぎんホールディングスの脱炭素社会実現に向けた包括連携協定書

呉市（以下「甲」という。）、双日株式会社（以下「乙」という。）、NECネットエスアイ株式会社（以下「丙」という。）及び株式会社ひろぎんホールディングス（以下「丁」という。）は、脱炭素社会実現に向けて、互いに連携をすることについて次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁がそれぞれに連携し、協働による取組を推進することにより、呉市のゼロカーボンシティ実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力をするものとする。

（1）脱炭素社会の実現に関すること。

（2）事業者の脱炭素経営に向けた取組支援に関すること。

（3）地域活性化起業人制度等の活用による専門人材の育成支援及び推進に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、地域産業の活性化に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の実施方法等については、別表に定めるもののほか、甲乙丙丁間で協議の上、決定する。

3 甲、乙、丙及び丁は、第1項の規定による連携・協力を円滑に実施するため、定期的な意見交換及び連絡調整を行うものとする。

（協定内容の変更等）

第3条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度、甲乙丙丁間で協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（情報保護）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携・協力に当たり知り得た秘密について、本協定の期間中はもとより、本協定の終了後も第三者に対し開示し、漏えいし、又は本協定に基づく連携・協力以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に当該情報に係る者（以下「関係者」という。）それぞれの承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、法令により秘密情報の開示を求められた場合は、事前に協議を行い、必要な範囲に限り当該情報の開示を行うものとする。ただし、事前に協議を行う時間的余裕がないときは、事後に協議を行うことができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、本協定に関する検討を行うために甲乙丙丁間で必要と認めた範囲において、関係者の関係会社、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーに対して、関係者の承諾なく秘密情報を開示することができる。ただし、この場合においても、秘密情報を開示する相手方に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。

(疑義解決の方法)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じた場合は、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからでも、本協定を更新しない旨の申出がないときは、これを1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁の四者が記名・押印の上、各々その1通を保有する。

令和6年2月1日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市

呉市長 新原 芳明



乙 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
双日株式会社

代表取締役 藤本 昌義



丙 広島県広島市中区八丁堀16番18号
NECネットエスアイ株式会社

中国支店長 磯野 文明



丁 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号
株式会社ひろぎんホールディングス

代表取締役 部谷 俊雄

